

第2回 要望のみ

①立地制約

参考資料2

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	農業設備に太陽光発電を敷設する場合は、一体の農業設備として、農地転用の対象としないこと	農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設する場合は、一体の農業設備として、農地転用の対象としないこと	農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設した場合の扱いが不明瞭であった。これを事後・新設を問わず、農業設備とすることが望ましい。 ただし、明らかに太陽光発電が主目的で農業設備としての目的が従となる悪質なケースは排除する必要があるため事後規制等の検討は必要かもしれない。 これを全国各地の都道府県・市町村の農業委員会に周知徹底する通達を出すとともに、農水省を挙げて広報を図ること。
①	再生可能と判定した農地の再生目標を義務付け等	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、本来、第1種農地であれ農振地域であれ、直ちに農用地解除されるべきもの。また、すべての農業委員会は、この峻別を理解しているはずで、地権者による農用地解除の申請があれば、解除するはずである。 ・ただし実態として、従来の経験や情報から、都道府県や市町村の農業委員会は、必ずしも積極的に荒廃農地の判定をしておらず、さらに太陽光に対する農用地解除は拒絶する傾向がある。 ・これに対して、農水省から、以下を促進すべき。 →現況として耕作されていない農地(荒廃農地)について、再生可能かもしくは再生困難化の判定を必ず行うこと。再生可能と判定した農地には再生目標を義務付ける。 →「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」を再生可能エネルギー（とくに太陽光&風力）に積極的に活用する方向で、通達なり情報なりを出して、都道府県と市町村の農業委員会での意識向上を図ってはどうか。 	荒廃農地のうち合計28.4ha（2019年）あり、そのうち「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」が19.2haある。これを太陽光発電等再生可能エネルギーに積極的に活用すべきである。
①	農地や林地開発における許認可手続きにおける資金計画の提出	許可申請時に資金の確実性を求める書類は必要条件から外し、許可した目的が達成されない場合は許可が無効となるようなルールとすることを検討していただきたい。	林地開発、農地転用等の様々な開発時の許可申請にあたり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースが多くあります。再エネの大規模事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、許可申請段階でこのような資料を準備することは難しい状況です。許可後に事業が頓挫し許可事実のみが残ることを懸念しての規制と思いますが、許可した目的が達成されない場合（再エネ事業が実施できない場合）には許可が無効となるようなルールとすれば、そのような問題は起こらないと考えます。
①	農地転用解釈の統一化	現況非農地若しくは地目非農地はいずれも農地扱いとしないことが原則（現況主義）だと考えるが、全国各地の農業委員会によって解釈が異なり、統一かつ迅速な運用が必要と考えられる。	営農型太陽光発電は、今後の日本で最も素早く低コストで太陽光発電を拡大できる可能性が高いことから、大胆な見直しが期待される。耕作放棄地は日本の農地約450万ヘクタールに対して、そのおよそ1割・42万ヘクタールにもなる。これを農地区分のまま太陽光発電に活用できれば、林地山林のような造成も不要であるため低コストとなり、既開発地の活用であることから自然環境も保全され、営農者にとっても地域にとってもメリットがある。
①	農地法	垂直架台の設置を推奨するために 高さ制限2Mの制限をその場合は考慮しなくても良いとの通達を全国にて維持してもらいたい	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	小規模低圧営農型太陽光発電については規制強化ではなく、農家や地域のために規制緩和して欲しい	<p>1.今年から小さな農家は事実上営農型PVのFIT制度から除外されましたが、農業や地域への多様な効果を楽しむためにも非認定農家等小さな農家にも再度営農型PVの活用が可能になるよう規制緩和してほしい</p> <p>2.FITへ復活が困難な場合、電力の地産地消を目指す地域マイクログリッド等地域活用電源に絡む小規模な非認定農家等の営農型PVをNon-FIT型営農型PVとして地方自治体裁量で設置可能となるよう規制緩和して欲しい</p> <p>3.上記はいずれも当然に農業とPVの共存を目的とするので遮光率1/3以下でパネル高3m以上等汎用理想型設備仕様を条件に栽培作物の平均的単収8割維持基準（強力な参入障壁）は是非とも外して欲しい</p>	<p>1.低圧PVIには自家消費要件がつくも営農型PVは認定農家等を条件に自家消費無しでもFITを維持したことは破格の優遇と受取れる。しかし当市6千戸農家の内認定農家は70戸程度で、しかも認定農家は自立的経営を既に実現のケースも多く今更営農型PVへのニーズが多いとは思えない</p> <p>2.農家の大多数、特に中山間の小規模水稲農家等は赤字構造が定着、高齢化も進み後継者も望み薄。一方で山林や河川水路など中山間の多面的機能維持を引き受ける唯一の存在。SDGsという生物圏の循環維持ができないと災害や害獣など都市部の安心安全もない。営農型PV稼働5年の経験から小さな農業に魅力と収益力をつけ若者を呼ぶには営農型PVは千載一遇の機会ととらえるも非認定の小さな農家は営農型PVから除外では地域活性化の意欲も萎える</p> <p>3.エネルギー強靱化法案成立や2050年ゼロ宣言で地域マイクログリッドが注目。PV発電コストは既に10円前後に下落し市場競争力も。FITにこだわらず地域マイクログリッドで電力の地産地消を進める中でNon-FIT型の営農型PVが可能ならそれでも良い。地域等で自立的に判断できる制度への規制緩和が求められる</p> <p>4.営農型PV普及には平均的単収の8割維持基準が大きな障壁となっている。多くがこの規定で導入を諦め、導入後も栽培が日陰作物に偏向している。経験的に遮光率1/3以下でパネル高3m以上ならどんな作物も栽培可能。この汎用仕様を要件に現行8割維持基準を外せば、行政窓口や農家の悩みが激減する</p> <p>5.以上もっと詳しくはこちらのURLでセミナーでの説明が参照できます。https://youtu.be/yH4oxsaOj78</p>
①	【陸上風力】耕作放棄地における風力発電導入促進のための手続きの迅速化	<p>・食生活の多様化や情報化社会により、国内の農業従事者は年々減少しており、耕作放棄地・荒廃農地等の面積は将来に向けて拡大することが予想される。・このような耕作放棄地の有効活用を進め、日本における再生可能エネルギーの導入を促進するためにも、農振除外、及び農地転用に係る手続きの迅速化を実現していただきたい。</p>	<p>農振除外、及び農地転用の手続は、審査に時間がかかり、許可が付与されるまでに非常に時間がかかることから、現実に農地として有効利用されていない土地であるにもかかわらず、放置されたまま、開発ができないといった事態が生じている。・この点、2013年に成立した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律において、再生利用が困難な荒廃した農用地等のうち一定の条件を充足するものについては、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に含められるとされたが、同法に基づき認定された設備整備計画は67（2018年度末時点）に過ぎず、活用状況として十分であるとはいえない。</p>
①	生産緑地法上の営農型ソーラーの位置づけの明確化等	<p>生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないため、これを進める。もし、認められている場合であっても、認められていることやその条件の明確化やその旨の周知が不足している。</p> <p>そのため、具体的には、生産緑地法の政省令及びガイドラインで、農水省が定める営農型ソーラーと同様な規定を設けること、それにより同法上の位置づけの明確化を図るべき。また、営農型ソーラーは農業委員会が許可権者であるが、生産緑地の場合は、地方自治体の所管（多くは都市計画課）が許可賢者に設定すればいいのではないか。</p> <p>ただし、国土交通省は、農水省や環境省と連携して、これらの周知徹底の広報を図ることも同時に行うこと。</p>	<p>生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないと考えるため、これを進める。もし、認められている場合であっても、認められていることやその条件の明確化やその旨の周知が不足している。</p>
①	保安林解除	<p>保安林解除の取扱い要領https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000897.html</p> <p>「3解除の要件」に風力発電事業の内容を追加、または風力事業を想定した基準となる面積要件の追加を行い、判断手続きのスピードが上がるようにして頂きたい。</p>	<p>やむを得ず保安林の解除が必要な場合、解除要件が厳しくかつ協議に時間を要しています。風力発電事業の場合、開発範囲は点的で大規模な開発は行われにくいにも関わらず、保安林の目的を損なわないと考えられるわずかな転用も、認められにくい状況です。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	保安林内作業許可の面積要件	風車建設ヤードに関する作業許可にあたっては2500㎡を5000㎡まで可能とし、更に切盛の高さ制限（現在は1.5m）をなくして頂きたい。	保安林においては、林内作業許可によって風車建設ヤードを造成することができることになってはいますが、許可基準の面積が非常に小さく現実に即しておりません。おそらく数年前には現実的な面積だったと思われるが、風車の大型化とそれに伴う必要面積の増加に基準が追いついていないと考えられる。
①	国有林野の貸付に関する活用要望書手続き	国有林野の貸付に関し、風力事業の環境調査が必要となる変更の面積要件を緩和する見直しをしていただきたい。	送電線敷設などの場合にも、膨大な環境調査を求められております。大規模な土地改変を伴うわけではないにも関わらず、このような調査を求められることは事業者にとって時間・費用ともに大きな負担となっている。
①	【陸上風力】風力発電導入のための保安林の指定解除の手続きの迅速化	保安林の確保が重要な意義を有していることは承知しているが、指定保安林が現状は機能していないと認められる場合や保安林指定の目的の達成に支障がないと認められる場合には、速やかに許可及び解除を行っていただきたい。	風力発電設備の用地において、森林法（昭和26年法律第249号）上、保安林に指定された森林が含まれている場合（同法25条1項）、①立木の伐採や、土地の形質の変更行為（土石の採掘、開墾等）をするために、都道府県知事の許可を受ける必要があり、また、②保安林を森林以外の用途に供するために保安林の指定の解除の申請を行う必要がある（同法27条2項）。・①の許可に際しては、当該保安林に係る指定施業要件への適合性、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないことといった要件を充足する必要があり、②の解除に際しては、保安林指定理由の消滅又は公益上の理由の発生を証明する必要がある。・保安林の許可・解除の手続きにおいて、申請後、許可・解除がなされるまでに時間がかかり、また、実務を担当する各地方公共団体の対応が統一されていないことから計画の遅延が生じることがあるため、工事に着工することができず、風況等の自然状況が極めて恵まれており風力発電の適地であるにもかかわらず、開発ができないといった事態が生じている。
①、⑤ (FIT)	【陸上風力】事業計画認定後3年以内の国有林野での土地使用権利の確定について 【陸上風力】国有林野内での風力発電事業についての事業計画認定後8年以内の運転開始期限について	いわゆる3年ルールについては当該期間を延伸（プラス2年：現行3年以内→5年以内）していただきたい。また、国有林野での事業については事業計画認定後5年間以内での土地使用権利を確定する期限の設定が妥当と考えられることから、運転開始期限も延伸（プラス4年）していただきたい。・上記の期間を適切に設定することで、確実な手続きを実施することが叶い、より質の高い計画の実現が期待できる。	資源エネルギー庁通知文書で定めている“いわゆる3年ルール”、及び、再エネ特措法に基づき定められている“運転開始期限（風力の場合は4年、但し、環境影響評価法対象案件はプラス4年）”は、陸上風力発電の適地である国有林野の使用権利の確定手続きとの整合がとれていないことから、林野庁所管の諸手続きにおいて支障を来している。・特に、国有林等利活用対策委員会、都道府県庁等での手続きにおいては、環境影響評価法に基づく評価書への記載内容に相当する精度での詳細設計が求められていることから、特に、事業計画認定時点の環境影響評価手続（方法書の届出）から5年以内に評価書を完成させることは極めて困難な状況である。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	国有林、保安林における許認可手続き・プロセスの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、風力発電等再エネによる保安林解除上、解除理由が公益扱いされていない。公益扱いと同様に申請書類等の一部省略等お願いしたい。 ・国有林、保安林における許認可手続き・プロセスを見直し、申請手続きに要する図書の適切な簡素化、期間縮減をお願いしたい。 ・事前相談から予定告示までの処理期間短縮の見直しをお願いしたい。 ・協議、審査用の図書、資料等には重複するものも多く、デジタル化による提出図書、資料のスリム化の検討をお願いしたい。 ・許認可申請に必要なとなる測量の成果等は、事業者毎、申請毎に実施する必要があり、デジタル化によりデータベースを構築し利用することで、申請の効率化、短縮化が図れるのではないか。 ・国有林野においても国調と同様なデータベース構築について検討してはどうか。 	<p>○国有林、保安林における許認可手続き・プロセスの煩雑さと長期間を要する件</p> <p>国有保安林内の風力発電案件においては、保安林解除申請および保安林内作業許可（知事権限）が伴い提出書類も膨大となり、事業者の多大な負担となっている。また事前相談、本申請と２段階の手続きを経て、予定告示まで半年以上要する（標準処理期間）ことになっており、事業の着工、ひいては全体工程に大きく影響している。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談の前には長期間の事前説明を要し、内容審査の上で事前相談資料を受理するプロセスがあり更に長期化 ・国有林の場合、国有林野管理審議会において国有林の利活用に関する審査を行うため、事前協議のために必要とされる国有林野利活用要望書の作成と審査の前の事前協議を含めた審査に更に期間を要する ・国有林においては、保安林解除と保安林内作業許可の取扱いに関して国と県の調整に長期間を要している
①	所有者不明土地の利用の円滑化	<p>1) 「地域福利増進事業」に再エネ事業を明記頂きたい。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると考えられる。</p> <p>2) 所有者不明土地の使用権が10年取得可能(上限)になっていますが、最大事業期間20年取得可能にして頂きたい。</p>	風力発電事業等を行いたい用地の地権者連絡先の探索に多大な時間を要すまたは困難になっている。
①	【風力共通】風力発電事業における環境影響評価手続の迅速化、及び対象事業規模要件の見直し	風力発電導入促進のため、環境影響評価手続の迅速化（期間の短縮化）に向けた更なる取組を進めていただきたい。環境影響評価法対象事業の出力規模については、現状の1万kW以上（第一種事業）である規模要件を5万kW以上に見直していただきたい。	<p>風力発電設備の導入には、地元との調整、立地のための各種規制・制約への対応から特に導入段階で時間がかかることに加え、環境影響評価手続に長期間（概ね4年程度）を要することに伴い、見通しの不透明性及び巨額の費用負担のリスクが風力発電の導入の負担となっていることは以前から問題視されていた。このような環境影響評価手続の期間を短縮するため、現地調査等に基づく環境アセスメントデータベースの整備、環境影響調査の前倒し方法の実証事業等の実施により、迅速化の取組開始後に手続期間の短縮が認められた案件もあるものの（https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212_07_mzt03.pdf 12ページ）、全案件について手続期間が半減されるには至っていない。また、風力発電においては、土地の占有面積と比して地上である空間の利用が大きく、事業面積自体が広大でも改変面積は少ないのが一般的である。このような風力発電の開発面における特性を考慮せず、他の電源と一律に規制する必要性は乏しく、環境影響評価の要否の判断に際しては、スクリーニング制度等の活用によって立地状況に応じた個別の事情を勧誘すべきであると考え。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	道路上空の占用	民家等からの距離が十分に考慮されている前提で、風車のブレードによる道路上空の占用は、条件を付けず基本的に許可することとしていただきたい。	風車のブレードが道路上空を占用することについて、法的には可能とされているのですが、実際には道路管理者によって認められない場合が多く設置場所に制限があると感じています。
①	送電線等の道路占用許可	再エネ事業にかかる送電線については、物理的に敷設が可能であれば、基本的に占用を許可すると事業実施がスムーズになると考えられる。	許可申請にあたり、道路用地以外に敷設することができない旨を示すことを求められるが、そのために道路沿線の全ての土地を調べ、また所有者との協議などを行うことが必要であり、多大な時間と費用を要している状況です。
①	自営線の河川横断許可	再エネ電力を送電するために、一般送電事業者以外が河川を横断して架線する自営線の設置を容認いただきたい。	
①	地熱発電所の資源探査問題への対応	<p>開発初期のリスクを低減するためには、日本の地熱ポテンシャルの8割は国立・国定公園内に存在することから、国立公園（第1～3種特別地域）も調査対象にすべき。かつてのNEDO促進調査では国立公園は調査対象外。</p> <p>そこで、制度上、先導調査において掘削した抗井は埋抗せず、その後の事業開発で活用できるように掘削基地をまとめ、大口径・傾斜掘り（＝国立公園内で改変範囲を最小化できる）できるようにすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地熱は常に掘削失敗リスク（資源がない／資源に当たらない）を伴う ・掘削失敗が重なると、資源はあっても事業化できないケースもある（※民間企業は各社の投資基準をもとに開発投資を行っている） ・現行FITで、運転開始まで辿りつけた案件（2,000kW以上）の成功のカギ→既往調査（NEDO促進調査等）が当たった井戸を一部譲り受ける等、資源探査リスク低減を享受できたこと（※山葵沢（46,199kW）、松尾八幡平（7,499kW）、菅原（5,000kW）等）
①	温泉から出る天然ガスの有効利用	温泉汲み上げ時に出てくる天然ガスをエネルギーとして利用できるように法改正を望む。	<p>首都圏（南関東ガス田）の場合、温泉水の1.5倍程度の天然ガスが湧出するが、法的にそれを使うことは許されていない。天然ガスの温室効果は二酸化炭素の20倍とされており、毎日160t（千葉県条例の上限）汲み上げていたらかなり環境負荷が大きい。</p> <p>温泉は温泉法により許可され、その用途は温泉に限られている。井戸から出てきたものを利用するとなると鉱山法になり、その許可は厳しいものとなる。したがって、温泉法の範囲内の汲み上げ量であれば、当該温泉施設ではガスを有効利用することが可能であるとの特記事項を加えていただきたい。</p> <p>それによって、日本中でかなりの温室効果ガスの排出削減と従来都市ガスで賄っていたエネルギーが必要なくなるためのロスがなくなる。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	地熱発電促進のための手続きの合理化	<p>足元においては</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続きの工夫を所管省庁で決まった指針は現場で徹底非合理的な運用は所管省庁から指導同種の書類は公的組織間で融通などが重要。 <p>将来的には</p> <ul style="list-style-type: none"> 地熱開発を促進する法的手当て（地熱法？）をすべきでは。森林法、温泉法、自然公園法などは、各対象を保護する法的根拠がある一方で、地熱開発を促進する法的根拠はなく、開発は一方的に制限されがち。せめて地熱ポテンシャルに優れたゾーンについては、特区的にでも、地熱開発を促進する法的手当があると望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 地熱開発は、各種保護規制のハードルを越える必要がある（森林法、温泉法、自然公園法など） 自然保護規制を尊重する必要があるが、地域により厳しい判断基準で運用されていることもあり、開発上の大きな障壁になっている <p>（例）森林法（農水省）：保安林内作業期間の制限・林道整備等に関する許認可基準が厳しく、そもそも地熱開発できないケースもある。</p> <p>温泉法、自然公園法（環境省）：温泉部会に地熱専門家不在（＝環境省ガイドラインで定められているが、都道府県自治において徹底されていない）。結果、地熱開発において非合理的な内規が都道府県レベルで定められるケースも。地熱生産井は1施設2本までという制限があったり、同一事業者においても、新規掘削は、既存井との坑口間距離を数百m離す必要があったり、複数の公的機関から同じような書類の提出を求められる（環境アセスと林野手続き）</p>
①	ダム電源利用について	日本におけるダムは農水省、経産省、国交省などがそれぞれ管理しています。再生可能エネルギーの普及のため、今ある農業用ダム、治水用ダムでも発電できるように改築すべきと考えます。	<p>最大の目的はベースロード電源の確保と温室効果ガスの排出削減です。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの利用促進が求められていますが、これらは安定供給に大きな弱点を抱えており原理的に克服は難しいと言えます。ベースロード電源として二酸化炭素の排出量が多い石炭火力や再稼働に根強い反対論がある原子力発電などが有力ですが、稼働に対して逆風は今後も吹くと思われます。</p> <p>水力発電はベースロード電源としても利用可能な電源です。ですが発電用ダムは限られており、例えばハッ場ダムは国交省所管で発電用としては設計されませんでした。</p> <p>国を挙げて温室効果ガスの削減に取り組むのであれば、小規模な農業ダムや国交省の管理する治水ダムもそのポテンシャルを発揮すべきと考えます。そこで、①小規模な農業ダム、②国交省の管理する治水ダムについて、（1）新設ダムは発電を前提に設計するような制度見直しをお願いしたい、また、（2）既存のダムであっても水車を後付けできるなど発電用ダムへの変更を制度上でもできるように検討をしていただきたいです。</p> <p>現在はFIT制度があるため電力会社の採算性も取りやすいと考えます。</p> <p>温室効果ガスの削減は環境省が主に動いていると思いますが、ダムを所管する各省庁も協力していく、そのような縦割り打破が求められていると考えます。</p>
①	港湾用地における行政財産の私権設定制限緩和	行政財産について私権設定制限を緩和すべき。そうすることで、更新リスクを低減することでレンダーとしては長期のファイナンスを整理しやすくなる。	港湾用地について、「公有財産」は、地方自治法上、普通財産と行政財産に分かれ、行政財産については、そもそも土地利用権を含む私権の設定ができず、1年等の使用許可で自治体と直接協定をするなど与信上必ずしも万全ではない案件も存在。また、「普通財産」についても、土地利用権を設定できたとしても、権利すら登記できず、担保設定ができなかったり、登記ができず物件としての権利を捨て、権利質だけでやっているような案件も存在。
①、⑤ (FIT)	法定外公共物（赤道など）の払下手続き	大型風力事業用地が想定されるところは法定外公共物の存在する可能性が高いため、法定外公共物の払下げに関してはこれまで通り再委託ができるよう認めて頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> 2018年頃土地家屋調査士会にて用地調査業務の再受託は行わない旨の決定があったと聞いています。これにより事業用地に法定外公共物の取得が必要な場合、計画の見通しが立たない状況となっています。 <p>これまで</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地所有者or事業者から測量業者・土地家屋調査士へ測量・資料作成を委託。 土地家屋調査士から財務局へ払下げ申請を行う。 <p>現在</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地所有者or事業者から財務局に払下げの相談を行う。 財務局から測量業者・土地家屋調査士に測量・資料作成を依頼。 成果に基づき手続きを進める。 <p>しかし②は財務局の予算・業務スケジュールに合わせて進むため、8月に依頼をしても「動くのは次年度」という回答が来る状況です。事業者希望のスケジュールと乖離する状況が発生しており、FITの土地確保期限等の適用に重なると不必要な事業計画認定の失効が発生する恐れがあります。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	屋根置き太陽光の賃借権の対抗要件具備	屋根置き太陽光に関して、屋根の賃借権について登記以外の対抗要件を認める方法や、不動産の一部について賃借権の登記を認める方法等の法改正によって、対抗要件の具備が可能となるものと思われる。	屋根置き太陽光について、不動産の一部について賃借権の設定登記はできないことから、当該屋根の賃借権について有効に対抗要件を具備する方法がない。
①	【陸上風力】高位風況観測システム（風況観測塔）の設置に係る規制緩和	高さ60mを超える風況観測塔を住居等の近隣や人が容易に立ち入らない場所に設置する場合、観測塔に係る設計基準を緩和（例えば、超高層建築物に求めている時刻歴応答解析を不要（国交大臣認定を不要）とし、工作物確認申請のみとする等）していただきたい。・また、風況観測塔による現地観測期間は基本的には1年間であり、長期計測するとしても2～3年程度であるため、設置期間に制約を設けること等により、建築基準法第20条の適用対象外として扱うことを検討いただきたい。仮に、適用対象外が可能となれば、欧州と同様に風況観測塔のみで現地観測から設計を行うことができるようになるため、事業性の向上や開発リスクの低減（LiDAR設置・観測コストを減じられる）が期待できる。	風況観測塔の設置については、建築基準法の規定により、塔高60mを超える場合は少なくとも6ヶ月程度の許認可（国交大臣認定）手続が求められており、その後の製造・設置にさらに6ヶ月程度を要するため、風況観測開始までに1年超の期間を要している。・高さ60m超の観測塔の支線のアンカー設置には、観測塔の設置位置から片側50～100m（高さ90mの場合）の離幅が必要であり、広範囲の用地確保と、それに伴う許認可手続（地質調査及び設計コンサルを起用し、国交大臣認定等許認可手続に提出する計算書の準備等を含む）の難度が増している状況もある。また、JIS材料（鋼材）であっても許認可手続において容認される選択肢は少なく、結果的に高額な仕様となってしまう。・また、高さ60mの現地観測データは90m（3/2 x 60m）の風車ハブ高さまでの風況予測の基礎データとして評価されているところ、今後は、ハブ高さ100m超の風車の導入が進むことから、高さ60mを超える風況観測塔の設置が求められる。・現行の規定によれば、上記の高さ基準を下回る低位での現地観測データでは過大な強度を保った風車モデルを採用せざるを得なくなり、コスト競争力の妨げとなる。加えて、基準より低位の風況観測塔による現地観測データの補完として、電源の確保が困難な場所での高額な観測装置（LiDAR等レーザによる観測）による追加の風況観測が求められている。さらに、LiDAR等による観測データの精度を上げるため、できるだけ高位の風況観測塔を隣接して設置することが求められている。
①、⑤ (FIT)	条例アセス案件の運転開始期限	条例アセスの手続き期間を考慮し、条例アセス案件についてもFIT運転開始期限は法令アセスと同様の8年として頂きたい。	都道府県条例アセス対象案件と法令アセス対象案件は、その手続き期間がそれほど大きく変わらないにも関わらず、FIT取得から運転開始期限が条例アセスは4年であり法令アセス8年の半分となっています。このため条例アセス案件の事業開発期間は著しく短く、十分な開発時間がないまま事業を進めることとなり、場合によってはFITによる売電期間を短縮せざるを得ない状況にあり、採算が見込めず事業断念となるケースが多く出てくると考えております。
①④	【洋上風力】洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務と一部残置	洋上風力発電の事業終了後は原状回復を行うことが原則と考えられているところ、環境大臣の廃棄の許可を受ける場合は残置可能となる。どのような条件であれば一部残置が認められるかを明確化していただきたい。	・支持構造物を基礎の杭まで全て撤去するには多大な費用を要するものと考えられ、かかる費用が事業の採算性に与える影響も無視できず、かつ、国民の負担の増大に繋がり得るものと理解している。したがって、支持構造物の撤去をどこまで求めるかという点は、それに要する費用を精査した上で、事業を事実上阻害することのないように、個別具体的に慎重に決めていただく必要があるものとする。・また、海洋汚染等及び海上の災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）43条の3では、一定の基準を充足すれば、「海洋施設」（同法3条10号）の廃棄も認めている。さらに、残置部分に、魚礁効果を期待できる側面もある。

第2回 要望のみ ②系統制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	優先給電ルールの見直しと徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーを最優先とする優先給電ルールに見直し、系統運用を「ベースロード」から「柔軟性」に転換。 ・「柔軟性」(フレキシビリティ)コンセプトの導入とそれに向けた改善策を取る。例えば低需要期に原子力発電所の定期点検を計画し、出力抑制時の火力の最低出力運用を石炭からLNGに移行など、より系統全体の「柔軟性」(フレキシビリティ)を高める視点から対策を取ることで、再エネの出力抑制は大きく改善する。 ・特に石炭火力は、優先給電ルールでは最初に抑制されるはずだが、九州電力の太陽光抑制時でも最低出力5割を維持するケースが多く、調整力(柔軟性)のない石炭火力を太陽光抑制時に残す運用を認めていることは重大な問題である。 ・現状のルールが需給運用のための優先給電ルールや出力抑制ルールのような順位付けにとどまっておき、電力システムとして柔軟性を高めるような(VREの抑制を最小化するような)基本コンセプトや方針・ルールが欠けていることが最大の原因と考える。 ・今後のVREの増加に伴って蓄電機能などを拡充し、デマンド・レスポンスや需給調整市場、VPP(バーチャル・パワー・プラント)などと合わせて柔軟性をさらに高める方策の拡充が必要である。 	<p>2050年のゼロカーボンを実現するために再生可能エネルギー100%やセクターカップリングに向けて、原発が最優先されている現行の優先給電ルールを見直し、純国産エネルギー源かつ限界費用が最も安い太陽光発電や風力発電が最優先される給電ルールと運用への見直しが必要である。九州エリアで大きな出力抑制が発生している背景には、原子力発電の低需要期の大きな出力や火力発電最低出力維持などの運用上の課題がある。これらは、現状の優先給電ルールや出力抑制ルールにのっとなって、原子力発電や火力発電などそれぞれの発電所が運用された結果である。</p>
②		<p>出力抑制時等の優先給電ルールにおいて再エネが長期固定電源(原子力・非貯水式水力等)に劣後していることの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理制御の可能性を含め公平なルール(イコールフットイング)とすべき ・ネガティブプライス導入の検討 	
②	先着優先ルールの早期撤廃とメリットオーダーへの早期移行(下位系統を含む)	<p>基幹系統(15万V以上等)については、後着抑制(先着優先)からメリットオーダーに基づく再給電ルールへの移行方針が決まりつつあるが、下位系統への展開はいつになるのかすら議論がされていないため、下位系統含めたメリットオーダーに基づく再給電ルールへの移行を早期に検討すべき。秋系統への展開の順番としては、先ずは全ての特高(ローカル系統)、そして最終的には配電レベルまで実施すべき。</p>	<p>太陽光発電の特徴として、配電系統内の住宅や中小の商業施設、駐車場等にも設置可能であり、今後も大量に導入される見込み。従って、配電系統を含め、系統増強を前提としない接続を可能としない限り、太陽光発電の大量導入は難しいと考える。なお、配電系統まで対象を広げた場合の費用対効果に関して、配電系統迄対象を広げる場合に必要となるデジタル化・スマート化等のインフラは、将来、脱炭素化した系統全体の需給調整力として期待される、需要側のリソース(EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等)を活用する際のインフラと共通すると考えられる。将来、配電系統内で導入が進むであろう、EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等を、(日射があれば一定範囲で)制御可能な太陽光発電を組み合わせることで、需給調整や電圧調整に活用できれば、火力発電による需給調整力を代替することができ、さらには需給調整専用の蓄電池の導入量を大きく減らすことができると考える。以上のように、配電系統のデジタル化・スマート化等のインフラ整備によって得られる社会的便益は、長期的にはその費用を十分上回る可能性がある。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	混雑処理を前提としたノンファーム接続の全国展開と下位系統への展開の早期実現	基幹系統へのノンファーム型導入は決定されたが、下位系統への展開が未定。ノンファーム型の下位系統への展開を早期に検討すべき。下位系統への展開は、順番としては、まずは全ての特高（ローカル系統）、そして最終的には配電レベルまで実施すべき。	太陽光発電の特徴として、配電系統内の住宅や中小の商業施設、駐車場等にも設置可能であり、今後も大量に導入される見込み。従って、配電系統を含め、系統増強を前提としない接続を可能としない限り、太陽光発電の大量導入は難しいと考える。なお、配電系統まで対象を広げた場合の費用対効果に関して、配電系統迄対象を広げる場合に必要となるデジタル化・スマート化等のインフラは、将来、脱炭素化した系統全体の需給調整力として期待される、需要側のリソース（EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等）を活用する際のインフラと共通すると考えられる。将来、配電系統内で導入が進むであろう、EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等を、（日射があれば一定範囲で）制御可能な太陽光発電を組み合わせることで、需給調整や電圧調整に活用できれば、火力発電による需給調整力を代替することができ、さらには需給調整専用の蓄電池の導入量を大きく減らすことができると考える。以上のように、配電系統のデジタル化・スマート化等のインフラ整備によって得られる社会的便益は、長期的にはその費用を十分上回る可能性がある。
②	託送料金制度の抜本見直し	現状の大規模集中型ネットワーク前提から分散型ネットワーク前提に需要地・地域内で活用される分散電源の託送料金の大幅割引制度の創設等を実施すべき。	
②	送配電事業者への出力抑制低減のインセンティブ付与	再エネの出力抑制に向けて、再エネの出力抑制を積極的に行った場合、送配電事業者への出力抑制低減のインセンティブ付与をすべきではないか。例えば、総括原価方式からレベニューキャップ制度に移行する中で、そのレベニューの決め方の中で、再エネ抑制率を指標としたボーナス等を付与してはどうか。また、出力抑制低減のためのシステム改修や転送遮断（連系線事故時等の対策として）等に要する費用（電源側にも費用が発生）に関しては、計画段階の精査は必要だが、従来より一般負担として積極的に認めるようにするなど。	
②	地域間連系線ルールの見直し等	地域間連系線ルールの見直しと拡充を図ること。例えば、現状の関門連系線の利用ルールを改善し、連系線の運用に関する透明性を高め、優先給電ルールの中でVREを出力抑制する前に連系線の活用を十分に行うことが期待される。	優先給電ルールにおいて火力発電や揚水発電(電源I, II, III)による調整の次に「連系線を活用した九州地区外への供給」が行われることになっている。OCCTOの評価としては、現在の運用ルールの中で十分に活用されているとしているが、更なる改善が望まれる。
②	北海道における出力変動緩和対策の見直し	出力変動緩和対策の見直しについて、以下を要望。 ・他地域間と同規模の連系容量への増強（青函トンネルの活用等）とメリットオーダーによる運用の見直し。 ・系統側蓄電池対策の拡大と一般負担の増額。・蓄電池及びシステムコスト低下までの補助制度もしくは調達価格あるいはFIPの場合の基準価格の加算。	北海道電力における変動型再エネの接続においては、出力変動緩和対策として蓄電池等の併設が義務付けられており、多大なコスト負担と技術検討の長期化により、事業性の悪化もしくは事業実施を困難にしています。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	低圧連系時の逆潮流防止装置の設置義務の撤廃	<p>○低圧連系においても、同期発電機の場合は高圧連系と同条件を適用する。</p> <p>○低圧連系時の逆潮流防止装置の設置義務を撤廃する</p>	<p>小水力や小型バイオマスなど低圧50kW以下での系統連系条件の「逆変換装置の設置」により、農家単独での小型バイオガス発電設備等の導入が困難。低圧連系時の発電機(AC)-インバーター(DC)-系統(AC)の非効率な接続方法などの是正が必要となる。</p>
②	再エネ出力抑制に対する経済的補償、接続可能量の廃止	<p>出力抑制に対して経済的に補償すること。VREの出力抑制は、系統全体の安定性を目的としたものであるから、その抑制時の経済的損失に対して、一般送配電事業者は、発電事業者への経済的補償を行うべきである。その原資は、調整力の確保という目的から送電費用として計上すべきであり、現状では託送料金を原資とすべきである。海外では例のない太陽光および風力に対する「接続可能量」を廃止し、出力抑制に対する経済的な補償制度やVPPなどによる経済的な取引の導入を進め、実質的な自然エネルギーの「優先給電」を確立する必要がある。</p>	<p>現在の「接続可能量(30日等出力制御枠)」に基づくルールにおいてVREの出力抑制に対して、何の経済的補償も行われなことは、自然エネルギーの導入を促進するというFIT法の趣旨に反しており、憲法上の財産権の侵害でもある。ドイツなど欧州でもVREの出力抑制が行われることはあるものの、原則として出力抑制による発電事業者の経済的損失は補償される(2017年の実績で99%以上)。</p>
②	地熱発電所の系統問題への対応	<p>・地熱ポテンシャルをふまえた「プッシュ型」整備（特に、北海道・東北・九州）をすべき。また、基準を満たす案件は、設備容量が確定しない初期段階でも系統申請（仮押さえ）を認めるべき。例えば、JOGMEC助成時に認められた目標出力で申請。開発進捗に応じて調整するなど。さらに、接続契約申込み時から、噴気試験等を経て確定した段階での出力増減も認める。</p> <p>（公的負担または公的ファイナンスをすべき。地熱は、資源所在の特性上、アクセス線の費用負担が他電源より大きくなりがち。例えば、国が一般送配電事業者へ系統増強費を立替え払い（事業化判断がなされた時点で）。運転開始後、地熱発電事業者が国に対し分割返済するなどの手段が考えうる）</p>	<p>地熱発電は、調査・開発後期にならないと設備容量を確定できない（＝系統連系を申請できない）</p> <p>※確定できるのは、掘削成功→噴気成功→貯留層シミュレーション後</p> <p>・にも拘わらず、他電源と系統枠を争う制度においては、系統を押さえられない／想定外の系統費用負担を余儀なくされた案件が続出</p> <p>※資源があっても事業化できない</p> <p>・系統確保の見通しが立たない状況下では、今後の地熱開発に対する民間の投資マインドは大きく後退</p> <p>※ただでさえハイリスクの地熱開発に経営も一層躊躇</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	自家用電線設置に関する規制緩和のお願い	<p>(1) 電気を送るための線（電線）には国の技術基準</p> <p>(2) 再生可能エネルギーを送るため民間事業者が電線を設ける際にも技術基準を守らなければならない</p> <p>(3) しかし、既存の電柱に設置しようとする既存の電力会社線との距離2m以上確保など不可能な場合が多い</p> <p>(4) 技術基準は実質電気事業者向けのものとなっておりその他の民間事業者の参入の障壁となっている</p> <p>(5) 特に「技術基準の解釈」は経産省が随意に変更できるようになっており、外部からはどうしてそのような内容になるのかが不透明。</p> <p>(5) 一方、安全確保は大事。合理的な基準整備をお願いする</p>	<p>(1) 再生可能エネルギーを導入しようとする機運が高まるものの、その大きな障壁は生み出した電力を届ける方法。</p> <p>(2) 電線には、架空線、地中線、水中線など多様な方法があるがどれも大手電気事業者向けであり、民間事業者の参入は困難であるばかりか、むしろ抑制させる内容。</p> <p>(3) 例えば、距離の確保、地中共同溝利用などで排除されている。これは民間投資やコスト削減努力が働かないメカニズムの原因となっている。</p> <p>(4) 今後、ゼロエミッションを実現するには政府、電気事業者に加えて民間や地域が総力をあげて取り組む必要がある。</p> <p>(5) 技術基準（省令）に加え、その技術基準の解釈（経産省で自由に改変）について後発の民間・地域参入の観点から見直していただきたい。</p> <p>特に、電線路に関する見直しをお願いいたします。</p>
② ③	国際送電ライセンスの新設	国際送電ライセンスを新設し、海外と送電線で接続することを可能すべき。	<p>これまで日本は海外との送電線接続を行ってこなかった。理由の一つに、旧一般送配電事業者による供給体制があると考えられる。かつては国内の地域間連系線の活用も現在ほど行われておらず、他社から緊急の電力融通を受けることは恥であるという文化もあったと聞く。その後、一連の電力システム改革によりエリアを超えての電力取引は一般的となった。その結果、再生可能エネルギーを広域で活用できる体制が整い始めた。今後、変動型の再生可能エネルギーをより多く活用するためには、国内にとどまらないより広域での系統運用が効果的であり、日本エネルギー経済研究所（所管：経済産業省）のFS研究でもそのような結果が示されている。実際にどのような事業者が国際送電を行うのかは別として、まずはそれが可能な制度を整えることが、国際送電の道を切り拓くと考えます。</p>
② ③	電力系統への接続費用の受益者負担原則への転換	電力系統への接続費用について、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	電力系統への接続費用について、原因者負担原則から大半を発電事業者の負担としている運用を見直し、「受益者負担原則」に転換して、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。

第2回 要望のみ

③市場制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
② ③	国際送電ライセンスの新設	国際送電ライセンスを新設し、海外と送電線で接続することを可能すべき。	<p>これまで日本は海外との送電線接続を行ってこなかった。理由の一つに、旧一般送配電事業者による供給体制があると考えられる。かつては国内の地域間連系線の活用も現在ほど行われておらず、他社から緊急の電力融通を受けることは恥であるという文化もあったと聞く。その後、一連の電力システム改革によりエリアを超えての電力取引は一般的となった。その結果、再生可能エネルギーを広域で活用できる体制が整い始めた。今後、変動型の再生可能エネルギーをより多く活用するためには、国内にとどまらないより広域での系統運用が効果的であり、日本エネルギー経済研究所（所管：経済産業省）のFS研究でもそのような結果が示されている。実際にどのような事業者が国際送電を行うのかは別として、まずはそれが可能な制度を整えることが、国際送電の道を切り拓くと考えられる。</p>
② ③	電力系統への接続費用の受益者負担原則への転換	電力系統への接続費用について、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	電力系統への接続費用について、原因者負担原則から大半を発電事業者の負担としている運用を見直し、「受益者負担原則」に転換して、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。
③	容量市場の見直し	<p>容量メカニズムで支援される「資源」の前提条件として、</p> <p>(1)欧州連合同じ550gCO2/kW時の排出係数による入札制限を設ける。</p> <p>(2)再エネ(特に急拡大が期待される太陽光と風力発電)の太陽導入のため、柔軟性基準(ランピングスピードなど)を設ける</p> <p>(3)旧一般電気事業者からの出向者が太宗を占めるOCCTOは利害相反が大きく、電力・ガス取引監視等委員会の独立性を高めて、ここが制度設計の中心となり、既入札の容量市場は取りやめ、「容量メカニズム」を再検討すべき。</p>	<p>今年度開始された容量市場は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭火力や石油を温存させ2050年までのゼロカーボン実現の大きな妨げとなる。 ・原発を温存させ、再生可能エネルギー主力電源化のためにさらなる柔軟性（調整力）が必要であることに逆行する。 ・そもそも容量市場はいくつかある容量メカニズムのなかで最も高コストの仕組みであり、他の手段との比較検討をすべきである。 ・既設電源と新設電源の区別がなく、またシングルプライスオークションのため、減価償却の進んだ石炭火力や原発などの発電所への「棚ぼた利益」を生んでおり、消費者利益に反する。 ・発電と小売の8～9割を支配する旧一般電気事業者に極めて有利で、大規模電源を持たない新電力に特に負担が重く、公平な競争環境に反する。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
③	非化石証書制度の廃止、発電源証明やグリーン電力証書制度等の活用	<p>小売電気事業者が販売メニューなどで「再エネ」という表示を使うためには、再エネ指定の非化石証書を非化石市場で調達しなくてはならなくなり、主にFIT電気を調達している小売電気事業者にとっては数億の費用増になってしまう。そのためにだけ来年から急に販売単価を値上げすることになるのは消費者に対する影響が大きく、再エネに対する消費者のイメージを大きく損ねる可能性がある。</p> <p>本来、再エネの価値そのものを分かりやすく取引する制度が求められるため、この原発と再エネを一緒にした上に再エネの価値を分かりづらくする不合理な非化石証書制度を廃止し、再エネの価値そのものを分かりやすく取引して、表示できるような制度(発電源証明やグリーン電力証書制度等)にする必要がある。</p>	<p>非化石証書制度の変更(2020年度からの全ての再生可能エネルギーを対象とした非化石証書化)を踏まえた電力小売営業ガイドラインの改定において、電源構成での再エネ表示をする際に非化石証書の調達が小売電気事業者に義務づけられる。(現在、電力・ガス取引等監視委員会の制度設計専門会合で検討中)</p>
③	非化石証書の流通の円滑化	<p>電気の小売事業者が需要家に対して非化石証書を販売する場合、電気と合わせて(バンドルして)販売することが義務となっており、非化石証書のみでの販売は認められていません。需要家が複数の小売から電気をミックスして購入することが難しい現状を考えると、アクティブな需要家による再エネ価値の入手(=再エネ発電への資金供給)を妨げる原因となっています。このため、小売事業者から需要家への非化石証書のみでの販売を解禁すべきと考えます。</p>	<p>最近、海外中心に再エネ100%を目指すアクティブな需要家が増えていますが、その実現のために重要となるのが非化石証書の流通の自由度の確保です。欧米中心に、需要家側が電気の価格変動リスクを取る代わりに環境価値(証書)を入手する、いわゆるvirtual PPAという契約形態が増えていますが、日本で同じ仕組みを行うことは、1) 需要家が発電事業者から直接非化石証書を購入できない(小売を経由する必要がある)、2) 小売事業者が需要家に非化石証書を販売するときは電気もバンドルされている必要がある、という2つの理由から、とてもハードルが高くなっています。</p> <p>その理由が https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/038_04_00.pdf の資料に提示されておりますが、会計処理上そのような解釈が可能となっているのみで必ずしも積極的にそうすべき理由が提示されていないように思われます。</p> <p>FITに頼らない再エネを増やすという観点からも、特に非FIT再エネから発出される非化石証書を需要家が入手しやすい環境を作ること喫緊の課題と考えられます。このため、まずは早急に2)の見直しを行うとともに、1)についても可能性の検討を進めていただきたく思います。</p>
③	所有権分離による発電電分離と各地域の配電網の分離(配送電分離)	<p>発電電の所有権分離を含む、さらなる電力システムの改革で再生可能エネルギー100%を目指すため、所有権分離による発電電分離と各地域の配電網の分離(配送電分離)へと進める必要がある。</p>	<p>2020年度に電力エリア毎に実施された発電電分離(法的分離)は、様々な問題が指摘されている。人と情報の遮断が不十分であること、送電会社による恣意的な運用の余地が大きいことなどから、自然変動型再生可能エネルギー(太陽光発電と風力発電)を最優先する電力・エネルギーシステムよりも、自社グループの電源が優先されるインセンティブが大きいと考えられる。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
③	一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門・小売部門の完全分離	一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門および小売部門を完全に分離する。改革後には、一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門および小売部門との資本関係が解消され、一般送配電事業者は完全独立企業となることが望ましい。	理由：現在、一般送配電事業者は法的に分離しているが、旧一般送配電事業者と同一建物に所在したり、名称が近い場合が多く、一般の需要家や小規模発電事業者にとっては、法的に分離されたと認識されていない場合がある。さらに、一般送配電事業者が工事等を委託する関連事業者（例：電気工事業者）が、旧一般送配電事業者の小売部門の営業を行っている場合も散見される。今後、再生可能エネルギーをさらに導入する場合、かつての旧一般送配電事業者とは全くことなるやり方が必要であり、また、あらゆる電気事業者を中立に扱うためには、一層の独立性が求められる。以上から、一般送配電事業者を完全中立とするためには、名称や組織などを根本的に旧一般送配電事業者から分離すると共に、所有権分離も実施する必要がある。
③	託送料金の内訳の電気料金明細書への記載	託送料金の内訳が不透明のため、託送料金の内訳が電気料金明細書に記載すべき。電気料金の明細書に、各種費用の詳細を記載することが可能となる。	現在、一般送配電事業者が設定する託送料金には、送配電設備の維持費、需給調整費用、離島ユニバーサル料金、東電福島第一原発事故の賠償負担金と廃炉円滑化負担金などが含まれていると承知している。これらについて、一般の需要家には見えにく部分がある。一方、再エネ賦課金のみ、電気料金明細書に別だして記載されるため、再エネ導入が国民負担を増やしたとみられるきらいがある。そこで、それぞれ区別することで、実際に、それぞれの費用が電気料金のうちどの程度含まれているのかを明確化することが、今後の電気料金を国民的に議論していく上で必要となる。具体的には、「離島ユニバーサル料金」や「原発事故の賠償負担金&廃炉円滑化負担金」は、再エネ賦課金と同様、別項目で記載することを義務とすることが一案である。少なくとも、電話料金ではユニバーサルサービス料金は別項目で書かれている。
③	電源開発促進税の廃止	電源開発促進税の廃止。電源コストが横並びで正当に比較できる状態とする。	今後の電源開発は再生可能エネルギーを主力とするべきであり、それ以外の電源の開発を促進する意図を持つ税制は、その促進を妨げると考える。従って、再生可能エネルギー導入については再エネ特措法の枠組みを用いるべきである。なお、電源開発促進税によって再エネのうち地熱発電の促進等も行われていると認識しており、その一部にJOGMECIによる補助などもあると考えられるが、本来、地熱発電の開発費用も再エネ特措法のFIT価格等に含まれており、既存井戸を利用する地熱発電等は超過利潤を得られる仕組みとなっているため、地熱発電の真の発電コストがわからなくなっている場合もある。地熱発電について開発リスクが大きいのであれば、掘削費用等は再エネ特措法の範囲から除外し、別途、地熱発電促進法などを設け、財源を再エネ賦課金として、その範囲で実施することが適切と考える。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
③	蓄電ロスに対する託送料金の課金の課金	蓄電ロスに対する託送料金の課金、もしくは、揚水発電など蓄電設備を保有し、電力売買のみで収益を上げられる事業者の事業環境の整備。蓄電事業ライセンスなどを新たに設けることも一案。	現在、家庭用蓄電池などの活用も含んだアグリゲーターライセンスの導入が検討されているが、電気事業全体を俯瞰すると、大型蓄電池、水素製造、揚水発電等の蓄電&発電ビジネスが成立する事業環境の整備が、再生可能エネルギーの導入拡大にとって必要となる。そこで、現在、一般送配電事業者の託送料金等約款において規定されている、蓄電時のロスに対して託送料金が課金される仕組みを見直し、蓄電事業が発展する事業環境を整備すべきである。その場合、現行の発電事業との切り分けが難しくなることから、新たに、蓄電事業ライセンスなどを設けることも一案である。
③	炭素税の導入	炭素税の導入	経済原理を用いた脱炭素化を促すために、CO2を排出する全ての燃料に対し、その排出量に応じた炭素税が課される。
③	需給実績データの粒度の細分化	需給実績データの粒度をさらに細かくすべきである。具体的には、計画値同時同量の設定値である30分単位として、また、火力についてはLNG、石油火力、石炭など、燃料別での表示をする。	現在、各一般送配電事業者から電力需給実績データが公開されている。しかし、データの粒度は荒く、1時間ごとのデータかつ、分類も雑把である。例えば、火力発電は全て「火力」と一括りになっており、どのような電源種別が電力供給を行っているかの分析を行うことはできない。今後、再生可能エネルギー普及拡大を行うのであれば、需給調整にどのような電源が活用されたのかなどの情報を広く公開し、多くの研究者が活用することができる状態とすることが望ましい。
③	再エネ特措法で設置された電源の詳細の把握	再エネ特措法で設置された電源についても、全て、電力調査統計で把握する。	現在、電力調査統計では、電気事業者の発電所については容量等を把握している。しかし、再エネ特措法によって設置された発電所を所有する事業者は電気事業者でない場合もあり、日本の全発電容量を把握できていない。すなわち、日本の再エネ発電率は発電実績ベースでしか把握できないため、将来検討についても現状推定値からの推定とならざるを得ない。統計情報は政策決定のための重要要素であり、さらに今後2050年カーボンニュートラルを目指すのであれば、その補足は必要不可欠である。

第2回 要望のみ

④地域との共生

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
④	廃棄費用外部積立の取りやめ	太陽光発電設備の廃棄費用は、外部積立ではなく、掛け捨て保険的な仕組みを創設した方が圧倒的に少ない費用負担で、規模も小さく、対応も容易と考えられる。	太陽光発電設備の廃棄等費用の確保にあたり、積立てを担保する制度が導入される。しかし、100万件単位の膨大な事業者の廃棄費用積立を取り扱うことは、徴収は容易でもその後の管理は銀行を一つ作る手間・行政コストが掛かると考えられる。外部組織への積立の場合、金利や機会損失の扱いは不明である。仮に費用にならず拠出者の資金のまま外部積立なら、事業者にとって金利など機会損失につながる。
④	金商法の規制の緩和等	金商法の規制の緩和（自治体と共同で行う場合、地域金融と共同でやる場合、出資組合員公募の規制のハードルを下げるなど）、あるいは、欧州のような協同組合の投資組合員制度ができるようにする。	再エネの地域受容を高めるのが重要だが、その対策としては「迷惑施設」としないという視点からの受動的なものがほとんどであり、「地域の一般市民に便益をもたらす」という地域主導の観点が少ない。地域の住民の参加、受益還元などの視点から、シュタットベルケ、や、市民共同発電所を行う上での様々な規制の撤廃も重要と思われる。
④ ⑤ (FIT)	地域での認定制度の全国拡大	地域主導型の再生可能エネルギー事業に対する地域での認定制度(地域環境権など)の全国への導入を促進する制度・ガイドラインの導入（例えば地元資本51%以上の地域主導型事業者の系統優先接続、FIT制度等各種優遇措置）	再生可能エネルギー事業に対する地域外の大手資本、外国資本等の野放図な参入を規制し歯止めとなる仕組みが不在である。
④ ⑤ (FIT)	地域活用電源の地域活用要件の見直し	地域主導型（地域コミュニティの所有、地域での合意形成、便益の地域還元）の自然エネルギーは「地域活用電源」として全量売電の固定価格買取制度(FIT)を継続すること。地域に豊富に存在する資源を活かして自然エネルギーの主力電源化を目指すには、地域主体のエネルギー事業や社会的合意形成を重視した真の「地域活用電源」の普及を目指すべきである。地域主体のエネルギー事業に関する「コミュニティパワーの三原則」や社会的合意形成などの要件などを含めることで全量売電を原則とし、普及の障害になっている自家消費率は取りやめること。 ・防災機能の要件のニーズは地域により多様であり、一律ではなく様々な選択肢を設けるべきである。	再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインでは「地域活用電源」の「地域活用要件」においては地域へのアウトプットと地域からのインプットというエネルギー需給に関する自家消費・地域一体型の要件が付加され、とくに低圧（50kW未満）の太陽光発電は、前倒しして30%の自家消費が義務づけられるため、およそ実現は難しく、実質的にFITが終了することを意味する。

第2回 要望のみ

⑤その他

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	法人向け電気保安点検における「年次点検」の延伸（点検頻度の緩和）」	<p>年次点検の延伸（点検頻度の緩和） 民間事業者の実施している安全対策、リモート点検機能を有する遠隔常時状態監視システム、事故実績、および需要家の利便性等に鑑み、民間事業者が管理する高圧変電設備に対して、保護装置や遮断器等の安全機器が導入されている施設については、現状、「毎年の停電を伴う年次点検」での実施から「年次点検」を4年に1回以上実施とすることを提言する。 24時間365日・遠隔常時状態監視システムの構成（案）： 単線結線図、分電盤配置図、設備配置図、配線図等を整備。 システムでの監視項目は、停電、瞬時電圧低下、漏電、トランス（変圧器）温度、電力使用状況（電力量）の5項目。関係者はタブレット端末等で監視項目の時間推移等を適宜確認。設備稼働状態の異変を把握した際は、現場訪問の上、状況確認・対応。</p>	<p>点検要員の不足・高齢化 1) 再生可能エネルギー施設の運転開始が増加し、新たな点検対象が増える中、電気主任技術者は高齢化等による退職者の増加と入職者の減少が続いている。 2) 「月次点検」が延伸されれば、電気主任技術者の総数が減少傾向にあっても対応余力は確保される。しかし、「年次点検」が従来どおりであれば、技術者の減少を背景に、結果として一人の技術者の担当事業場数が増えるため、「年次点検」の数が大幅に増加し、再び要員不足の問題に直面することになる。つまり、電気主任技術者の不足問題に対応するには、「月次点検」のみならず、「年次点検」の延伸が必要である。</p>
⑤	電気主任技術者の留保期限の延長（3年→6年）	<p>電気主任技術者の試験は1・2・3種の3種類に別れています。それぞれとても合格が難しく最終合格まで4～9%と狭き門となっています。</p> <p>このため、現在は一次試験の4科目を3年以内に合格できれば二次試験に進めるのですが、これを5・6年以上にしていただけではないでしょうか。</p> <p>同じ会社で何人もチャレンジしていますが、計画的に勉強しても突破が難しく、3年経つともう一度最初からやり直しなので途中で挫折の人が沢山います。</p> <p>A電気保安サービス会社・人事研修担当より</p>	<p>上記の通りです。再生可能エネルギー（太陽光パネルや風力発電、蓄電施設など）の普及などで業界での需要が高まっている一方で人材が不足しています。受験年齢も広く、学歴も問われません。</p> <p>このままですと学歴に実務経験だけで取得できる大手電力会社の社員のみとなってしまう、著しく不公平となります。また、高給の電力会社の人も、薄給の電気保安サービスには尽きたがらないでしょう。</p> <p>なお、日本では一定規模以上の電気設備には電気主任技術者を置くことが法律で定められていますが、外国ではそのような規制はありません。このため、そういった明治から続く制度を撤廃いただくか、あるいは必要を迫られる現場の希望者に広く門戸を開いていただくかどちらかを希望いたします。</p>
⑤	バイオマス発電の安全・保安規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気設備の技術基準の解釈」第47条の適用範囲拡大、バイオマス発電（1,000kW未満、有機ランキンサイクル方式）を追加 ・「電気事業法施行規則第65条及び同法別表第2」に示される工事計画の届出について、1,000kW未満の有機ランキンサイクル発電は不要とする ・ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とし、ボイラー技士2級保有者などで対応可とする。 	<p>小型のバイオマス熱電併給設備として重要な有機ランキンサイクル（ORC）の導入にあたり、電気事業法での位置づけがなされていないため、大型の石炭火力発電所などと同様の規制が適応され、導入・運転コスト増に繋がっている。</p>
⑤	【風力共通】工事等における主任技術者・監理技術者の要件緩和	<p>安全、工事品質の確保を最優先として、書類、WEB等での確認など主任技術者の現地配置等の条件を緩和（例えば、緊急性の高い作業については、遠隔（WEB等）での確認・管理を活用できるなど）していただきたい。</p>	<p>現地責任者の専任、非専任、兼務可否等の条件が工事施工（緊急修理工事等も含む）を受注・実施する際の制約条件になっており、工事計画立案、補修実施において工程遅延の要因となっている場合がある。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画届出における風車及び支持物等の審査基準の明確化、ルール変更の手続きの明確化を経済産業省が主導で行う必要があると考えております。 ・ルール変更は、参照の法律・指針・基準の見直しを正規な手続きで行い、広く公式に周知し、必要な移行期間を経てから適用頂きたいと考えております。 ・支持物については、専門外である経済産業省ではなく、専門機関である国土交通省で審査する以前の体制に戻るのが良いのではないかと考えております。 	<p>上記基準について何ら法的な手続きを経ず日々ルール変更が起きています。専門委員会等における専門家の議論の中で、ルール変更（法律や基準の変更ではなく、専門家や審査機関における解釈の変更）が行われ、その変更がほとんどオープンにならず事業者にアナウンスされません。そのため事業者は、当初想定していないルール変更に対応するためにいくつものプロジェクトが手戻りとなり、追加の時間とコストをかけて再設計せざるを得ない状況であり事業推進の支障となっております。事業者の立場から見ると、1年以上の風況測定・荷重解析・設計を行い、その結果を提出して経て行われる専門家による審査の指摘で初めてルール変更を知る状況です。審査を開始するまでルール変更を知ることができないため対応もできません。</p> <p>現状はルール変更があった際に、変更が適用されるまでの移行期間が考慮されておらず、今日決まったことが明日から適応される状況となっております。</p>
⑤	【風力共通】工事計画届・安全審査の効率化、合理化（審査期間の短縮化、申請届出のWEB化、審査事項の公表）	<p>専門家会議1回あたりの審査案件数も限られていることから全ての特殊設備案件を専門家会議にて審査すると受審までの待機時間も発生すること、また、ほとんどの場合に認証を取得していれば短時間の審査で専門家会議が終了可能なことから、ウィンドファーム認証⇒工事計画届出⇒専門家会議の過程が見直されることにより、工事計画届受理までの期間を短縮することが可能なため、第三者機関によるウィンドファーム認証を取得した風力発電設備については専門家会議を開催せず、各地方産業保安監督部の判断で対応できるよう、審査フローを見直す等して効率化を図っていただきたい。</p> <p>・それと、工事計画届の申請（届出）においては、電子申請・届出が可能となるよう、WEB化を実現・推進していただきたい。</p> <p>・また、工事計画届の審査を行う専門家会議等において、審査事項（審査における技術的な考え方とその根拠たる技術情報等、審査要領を含む）、についての公表を適時・適切に行っていただきたい</p>	<p>現在、各地方産業保安監督部にて特殊設備に該当すると判断された風力発電設備は経済産業省電力安全課に対して意見を求めることとなり、その場合に電力安全課は専門家に意見を聞くことができ、専門家会議を開催し審査が行われる。また、特殊設備に該当する可能性がある場合、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を取得することになっており、専門家会議においても原則認証機関からの認証が必要で、認証を取得してから専門家会議が開催され、その後、電力安全課と専門家との間での確認作業を経て、当該産業保安監督部に連絡があり、工事計画届が受理となる。</p> <p>・現状では専門家会議は月に1回のみ開催され、確認作業に最低1カ月必要な状況であり、これらの対応に最低2ヶ月程度を要している状況であるが、専門家会議ではウィンドファーム認証と同様の内容を審査されることから二重の審査を受けていること、また、案件が多数あることから順番待ちとなり工事計画届受理が遅れること等が多く、結果して、工事着手までに長期間を要している状況である（さらに、ウィンドファーム認証の所要期間も長期化している状況が現出している）。</p> <p>・それと、現状、工事計画届の申請（届出）は、全て地方産業保安監督部を直接訪問して届出を行う必要があり、各保安監督部の担当官との面会予約の取得から時間を要している。</p> <p>・また、審査の考え方は既往にはない条件や知見の追加等により基本的に厳格化している傾向にあるが、それらに関する情報が不足した状態で受審すると審査が長期化し、プロジェクトスケジュールに影響する（遅延が生じる）可能性がある。</p>
⑤	一般送配電事業者以外の事業者による工事認可	<p>一般送配電事業者が実施する工事において、一定の基準を満たした工事業者であれば、誰でも工事を実施できる。そうすれば、再エネの系統接続において、一定基準を満たした電気工事会社が系統連系工事やメーター設置等工事をできるようになり、工事料金についても相見積もりが取得でき競争が生まれるようになる。</p>	<p>再エネ発電所を系統に接続する場合、接続検討後の系統連系工事は一般送配電事業者ないしは一般送配電事業者が指定した事業者が工事を行う。その際、事前に見積もり等は行われず、確定した金額が一般送配電事業者から請求書が発電事業者等に送付される。この際、相見積もり等で、工事料金を引き下げることが出来ない。これに対して、工事業者間の競争が生まれることにより、系統連系費用を低減することが可能となると考える。ただし、工事品質の確保のため、一定の技術的な基準をクリアした工事業者などが工事を実施できるなどのやり方が望ましいと考える。</p>
⑤	直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積の拡大	<p>直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積を100mm²等のより大きなサイズを認めてほしい。* 2013年10月7日の改正で、38mm²が最大だったのが60mm²まで認められた経緯あり。</p>	<p>直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積は最大60mm²までしか認められていないことで、雪像箱からPCSへの配電条数の低減や、銅よりも材料コストが安いアルミの採用が困難となっている</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	【洋上風力】労働安全衛生法（クレーン規則）の工事停止基準の海上工事における風速要件の緩和	洋上風力発電設備建設工事については、（１）一律の作業中止基準は適用されない旨を明確化し、（２）別途各作業内容に対応した具体的な作業中止基準を確立、していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事全般についての基準を示す規定において、洋上風力発電設備建設工事の作業中止基準に関連するのは、労働安全衛生法に基づくクレーン等安全規則第31条の2のみであり、同条は「事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。」と定めている。そして、ここでいう「強風」とは、「10分間の平均風速が10m/s以上の風」を指すとされている（平成4年労働省労働基準局長通達基発第480号等）。・上記のほか、船員労働安全衛生規則中の規定等も含め、対象を洋上風力発電設備建設工事に限定して作業中止基準を具体的に定める法令・指針等は存在せず、洋上風力発電設備建設工事の作業実施の可否は、現状、海上保安庁の判断等といった不明確な基準に委ねられている。他方、欧州の洋上風力発電設備建設の実情をみると、建設対象または作業内容を特定せずに建設工事の作業限界を定める、いわば一般的な作業中止基準のみが適用されている例は見当たらない。・洋上風力発電設備建設工事においては、港におけるモノパイル・風車等の荷下ろし作業、ヤードにおける揚重作業、杭の打設、ブレードの取付含む風車組立て作業等、多岐にわたる作業が行われる。にもかかわらず、10分間の平均風速が10m/s以上の強風を基準とする、作業内容を限定しない一律の作業中止基準が適用される現在の運用は、欧州と比較して洋上風力発電設備建設工事の工期を不合理に大幅に伸長させ、それに伴い建設費及び発電コストの増加も生じさせるため、洋上風力発電事業を実施する上で大きな妨げとなっている。
⑤	【洋上風力】洋上風力発電設備の工事（輸送及び運転維持を含む）のためのカボタージュ規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・カボタージュ規制の特例に係る国交大臣特許要件についての基準を詳細化・明確化していただきたい。・また、大臣特許の取得の是非についての予見可能性を高めるため、事前相談等の仕組みを導入していただきたい。・そして、洋上風力発電設備の設置・運転維持に係る包括的な国交大臣特許による、洋上風力発電設備の工事のための外国船舶の運送等を認めていただきたい。 	<p>現行法下では、日本船舶でなければ、不開港場に寄港できず、また日本各港の間において物品または旅客の運送をすることができないのが原則であり、例外的に外国船舶に運送が認められるのは、国土交通大臣の特許を得たとき又はカボタージュの規制緩和が認められた航路（沖縄航路の一部等）のみである。そして、洋上風力発電設備の建設現場は、実務上は港とみなされているため、港から建設現場までSEP船が航行する場合には、上記特許が必要となる。・かかる特許の取得に際しては、①当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと、及び②日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生じるものではないこと、の両要件を充足する必要があるが、先例もほとんどなく、また特許取得の手続は煩雑で時間もかかることから、予見性を欠き洋上風力発電事業のリスクを増大させる要因となっている。他方で、国内で経験が不足しているSEP船を用いた特殊作業を円滑に実施する必要性は極めて高い。</p>
⑤	【洋上風力】工事計画届・安全審査の一本化（審査機関の一元化）	<ul style="list-style-type: none"> ・審査機関を一本化（一元化）し、効率的な安全審査の運用が行えるようにしていただきたい。・または、第三者認証機関によるウィンドファーム認証の取得をもって国による技術審査を省略することの是非について検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、着床式洋上風力発電設備は、工事計画届出の審査（電気事業法）、港湾法技術基準への適合性確認（港湾法）、公募占用計画の審査（再エネ海域利用法）が並立しており、同様な内容の受審対応を複数行う必要がある。また、浮体式洋上風力発電設備も、ウィンドファーム認証（船舶安全法（日本海事協会（国土交通省海事局所管）による基礎構造物の専門家審査、電気事業法（日本海事協会、沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による風車の審査）（数年間））->電気事業法（工事計画届について経済産業省電力安全課設置の専門家会議による審査）->港湾法（沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による審査）と、同じ内容の審査を各省が行っている。いずれの場合も審査結果が出るまでに長期間を要している状況である。
⑤	温水ボイラーの伝熱面積による規制の見直し	<p>現在の規制では、伝熱面積が大きくなるほど、規制が厳しいボイラーに分類されます。これを逃れるために、ボイラー全体に廃ガス熱交換器などを付帯して、全体の効率をあげているボイラーがあります。付帯設備分の廃ガス熱交換器の伝熱面積は、ボイラー煙管熱交換器の延長とも言えますが、ボイラーの伝熱面積として計上されないため、この規制の対象となりません。伝熱面積は、規模別の規制を行う因子として使われていると承知しますが、伝熱面積は燃焼ガスから缶水に熱を伝える面積を表すものであり、必ずしも安全性の観点からの指標として適当でなく、規模別の規制については別の因子によることとしていただきたい。具体的には、入力による区分にするとか、あるいは、ボイラーの構造的な基準で示すのであれば、欧州の規制のように容積と使用圧力の積を用いて区分する方法が望ましい。</p>	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	温水ボイラーの圧力規制に関する見直し	<p>圧力により規制がされているのは、蒸気ボイラーや貫流ボイラーなど、気体を生成する装置は爆発の危険性があるためです。他方、温水しか生成しない温水ボイラーは、仮に破裂したとしても、そのような爆発の起こすとは想定できません。国内で流通するバイオマスボイラーの一部では、無圧化し労働安全衛生法上のボイラーに該当しないものとされています。この原因は、伝熱面積4m²以上のボイラーについては、ボイラー技士の配置等が義務付けられているためです。我が国のJSME規格は、耐圧設計0MPa超えるボイラーを対象としているのに対し、欧州のEN規格においては許容圧力が大気圧より0.05MPa以上で、110℃以上の高温水ボイラーや蒸気ボイラーを規制しており、アメリカのASME規格では0.1MPa以上のボイラーとなっています。また各種規制は欧州は「蒸気ボイラー>温水ボイラー」なのに対し、我が国の規制は「蒸気ボイラー≧温水ボイラー>貫流ボイラー」と蒸気ボイラーの一種別である貫流ボイラーの規制が一番低くなっております。現状ではボイラーを無圧化するために、大気解放タンクを設置し、また真空式温水発生器（真空のため無圧式温水とみなされ、ボイラー定義法規外となる）の様な工夫されています。ただし、真空式温水発生器については、真空ポンプを常に動かさないといけない事（ポンプを動かすエネルギーを消費）、また、ボイラー特有の問題により50～60℃の低温設定はできない事など、効率的なエネルギー利用の観点からすると使用しづらい問題点もあります。さらに、無圧式ボイラーは、ボイラー水が空気に触れるため腐食が発生する可能性があり、防錆材や不凍液が必要となっています。</p> <p>従って、温水ボイラーの安全性を勘案し、欧州と同様の規格にしていきたい。</p> <p>以上のとおり、ボイラー規制により、エネルギー使用の増加やコスト高になっているばかりでなく、国際水準から離れたボイラー技術となっており、国際的な創意工夫を取り入れながら我が国のボイラーがより効率化していくためには、ボイラー規制の見直しが必要です。この規制は、石油ボイラーによる蒸気利用が主流であった1972年に施行されたものであり、バイオマスボイラーは検討対象とはされていなかったわけで、今後石油ボイラーを再生可能エネルギーに変換していく必要があることからすれば、バイオマスボイラーの特徴にあった規制に見直しも必要です。なお、逆火については、安全上の問題があり、このことについては、逆火防止装置を義務付ける等規制の強化が必要です。</p>	
⑤	温水ボイラーのばい煙測定に関する規制の見直し	<p>大気汚染防止法では、「伝熱面積10m²以上」もしくは「燃焼能力50ℓ/時以上」のボイラーは、同法の対象となるばい煙発生施設となり、年2回以上、窒素酸化物と煤塵等8項目を測定する必要があります。この場合、燃焼能力50ℓの石油ボイラーは、出力50kW相当で、国産メーカーの石油ボイラーでは、500kW相当のボイラーの伝熱面積を10m²以下にするように設計されています。</p> <p>他方、バイオマスボイラーは、石油ボイラーの加圧燃焼とは異なる負圧燃焼で運転されているため、伝熱面積を大きくとっており、おおむね150kWの出力で伝熱面積10m²を超える設計となっています。このばい煙測定には、1回につき、10～20万円程度、年間で20～40万円のコストが必要となっています。このことは、石油ボイラーとのコスト比較において公平さを欠いており、出力若しくは燃料発熱をベースにした入力規模により規制していただきたい。</p>	
⑤	「廃棄物焼却炉」と「熱分解（炭化）設備」の区分条件の明確化・適正化について	<p>環境省が出している政令には、廃棄物を熱分解で処理する際に、法的に「廃棄物焼却炉」ではなく「熱分解設備」にする4つの条件が示されている。1.熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造、2.熱分解室内の温度等の保持及びその測定、3.排出された炭化物等の冷却、4.処理に伴って生じた不要なガスの適正処理。</p> <p>しかし、環境省がその通知を出し、廃棄物処理施設か否かの判断は都道府県知事・政令市町に委ねられているため縦割りの弊害が出ている。</p> <p>また、4.については、ガスを熱分解設備で燃焼させなくても、またガスの燃焼熱を有効利用しても、法的には「廃棄物焼却炉」として判断されることが多いため、全く使えない政令になっている。</p>	<p>「熱分解（炭化）」とは空気に触れないで廃棄物を熱分解させることであり、空気に触れさせて燃焼させる「焼却」とは化学的には全く逆の反応である。しかし、法的には「廃棄物焼却炉」にされてしまう現状があり、炭化技術の普及の最大の障壁になっている。</p> <p>事実、200kg/hの処理能力以上の設備だと、「廃棄物焼却炉」としての設置許可や周辺住民の同意書が必要になり、多くの事業者は事実上導入が出来なくなっている。</p> <p>今までの行政の中で「熱分解設備」として認めてくれたのは神戸市が唯一である。</p> <p>この提案が実現した場合の効果は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.処理費が掛かっていた廃棄物が、有価値の炭化物に変わり、燃料・土壌改良材・脱臭材・浄水材・調湿材・油吸着材・工業材料等に利用できるようになる。 2.廃棄物を排出している行政・企業が廃棄物を排出しない事業所等になり、コストも削減できる。 3.製造された炭化物の主成分は、元々地上にある炭素なので、燃料として利用したとしてもカーボンニュートラル、土壌改良材等として利用するとカーボンマイナスであり、CO₂削減、低炭素社会の構築に大いに貢献できる。 4.この規制が適正化された際にメリットを受ける業界は、食品加工工場や畜産業、農林水産業、工業など多岐にわたる。 5.また、炭化することで、石炭火力発電において、石炭に代替する燃料に変えることもでき、ここでもCO₂の削減に寄与できる。 6.この熱分解（炭化）技術は日本のみならず世界に展開できるため、日本としても海外戦略技術になりうる。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	大気汚染防止法・電気事業法報告規則についての届出	大気汚染防止法と電気事業法で規制を受ける内燃力発電機は電気事業法報告規則で届出を行うことで一本化されているが諸変更事項の届出、規制範囲について簡略化が必要と思われる	<p>内燃力発電設備は重油換算で燃料消費量が毎時50リットル以上となると電気事業法報告規則によって大気汚染防止法に代わる届出を行うが、停電時など稼働時間が著しく少ない非常用発電装置も規制対象となっている。</p> <p>常時発電を行う発電設備については大気汚染の影響もあり届出は理解できるが、著しく稼働時間が少ない非常用については対象から除外すべきである。この届出が足かせとなって大容量の費用用発電機の導入による非常時の十分な電源確保の確保の足かせとなっている。</p> <p>非常時に電源が確保できないことは災害時における社会活動の低下、復旧の長期化を意味し社会的な金銭的、時間的な損失は甚大である。</p> <p>また設置後の諸変更届出は住所表示、地位承継を伴わない社名、事業場名称、代表者（公選の長は除外）の変更について行う必要がある。この中で「代表者の変更」は情報の利用方法が不明であり削除すべきである。法人であれば担当箇所で法人登記簿の取得で確認できる。</p> <p>届出の都度に対応する官庁職員負担を軽減され、その分を他業務へ専念して頂きたい。</p> <p>ユーザー側は面倒な届出が減ることで発電機導入に伴う投資が促進、災害に強い社会の醸成に寄与するものと考えられる。</p>
⑤	スマートメーターの速報値提供	既に検討課題に上がっており、2022年度の早い時期に実現、とされているが既に需要側で実現しているデータ提供であるため速やかな導入を求めたい。	現状発電側についてはスマートメーターについては30分速報値が提供されていない（需要側だけ提供）。バランシング運用における発電量の結果が確定日までわからないため、発電量予測に基づく再エネ調達の障壁となっている
⑤	太陽光発電設備の設置における電気供給約款の追加、見直しについて	<p>令和元年度の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を町有施設に活用するにあたって、現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターから「約款に合わない」として、導入を断念した案件がある。</p> <p>については、国から北陸電力送配電株式会社をはじめとする電気事業者に対し、太陽電池発電設備の設置における「同一構内」の解釈について、再度、周知し、解釈に即した運用が可能になるよう約款(附則「特例設備及び特例区域等」)の追加・見直し等の依頼をお願いしたい。</p>	<p>避難所として指定してある町立公民館【A】に蓄電池や高効率照明(LED)を設置し、筆(敷地)が異なるが、隣接している町立の消防団詰め所(土地も町所有)【B】の屋根に太陽光パネルを設置した上で、自営線でつなぐことを検討した。</p> <p>現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターは、「約款の一構内一受電の取り決めにより、接続を認めない(2020年10月1日 託送供給約款より 特例設備が施設された特例区域等を除く)」と回答した。しかし、経済産業省HPの「太陽電池発電設備を設置する場合の手続き」の中の「太陽電池発電の取扱いについて(平成24年2月)」、および、「いわゆる屋根貸しにおいて設置された太陽電池発電設備の電気事業法上の取扱い(電気保安)について(平成28年4月11日)」によると、【B】の建物の太陽光パネルで発電した電気は、【B】の建物内の電気設備と接続をせず、【A】に自営線でつなげば、「同一構内にあるものと解釈できる」と記載されていることに気づいた。</p> <p>上記の取り扱いの趣旨により、電気供給約款(附則)の変更が行われた場合、今後、同一構内の制限にとらわれずに再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備等をより多くの敷地・施設に導入することができることから脱炭素型地域エネルギーシステムの構築に向けて、自治体や企業、さらに住民が一体となって取り組むことが可能になり、地域エネルギー分野での投資が促進され地域経済の活性化が期待できる。</p>
⑤	再エネ設備に関する、上場インフラファンドに対する導管性要件の無制限	再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間(上場インフラファンドに対する導管性要件)について、不動産を投資法人のペイスルー課税対象資産と見なす期間(J-REITに対する導管性要件)と同様に無制限としていただくことで、上場インフラファンドが長期的な再エネ設備の運用を行うことができる	再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間(上場インフラファンドに対する導管性要件)が投資法人の当初資産取得日から20年間に限定されているため、投資法人における再エネ資産の長期的な運用に支障をきたしている。
⑤	気候変動リスクの開示要求について	企業に対して、国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に準拠した形で、気候変動リスクの開示を求めていくべきではないのか。	英国では、英金融行為監督機構(FCA)が、ロンドン証券取引所にプレミアム区分で上場する主要企業を対象に国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に準拠した形で2021年1月までに気候変動リスクの開示を求めると発表した。日本も同様の対応をしていくべきではないか。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	バイオガスプラントの原料範囲の拡充	消化液の有機肥料認定のうち、汚泥や脱水ケーキ混入も重金属濃度によって原料として取り扱いを認めて欲しい。	消化液の有機肥料認定のうち、汚泥や脱水ケーキ混入も重金属濃度によって原料として取り扱いを認めて欲しい。 (消化液は、従来の堆肥と比較して、原料中の窒素・リン酸・カリウムの肥料栄養分を保存性が高く、環境性に優れた肥料生産システムである点を評価して欲しい。)
⑤	合法性ガイドライン等における木質バイオマスの位置づけの明確化	合法性ガイドラインの中で、FITによる助成の有無に関わらずバイオマス発電事業を位置づける。その上で、木質燃料の持続可能性が担保されるように、基準を明確にし、LCA分析に基づき温室効果ガス(GHG)の削減基準を設けるとともに、活用できる第三者認証の選定などを行う。 *合法性ガイドラインは、2006年にグリーン購入法に基づく公共調達のために作られたものであり、一部古い情報が含まれている上、FIT助成を受けての発電事業などは想定されていない。	(主に輸入材を使った)木質バイオマス発電の持続可能性確保の点で、現行の林野庁ガイドラインに不十分な点が多く、持続可能性の確認が十分でない可能性があり、電力需要家や市民から問題視されている。
⑤	クリーンウッド法上のFITのバイオマス発電事業者の登録義務化	FITのバイオマス発電事業に関わる事業者は、第二種木材関連事業者として登録を義務化し、合法性確認の取組結果の公表を促す。	(主に輸入材を使った)木質バイオマス発電が用いる燃料の合法性の確認の点で、クリーンウッド法に基づく事業者登録が進んでおらず、合法性の確認が十分でない可能性があり、電力需要家や市民から問題視されている。
⑤	木質バイオマス発電の制度変更	木質バイオマス発電の経済的な自立を促すため、①切り捨て間伐材を対象外とし、②林地残材や工場残材、樹皮などの残材利用のみを対象とする。その上で、③FIT価格(コストの上乗せ水準)の見直しを行うとともに、段階的に削減して、FIT制度終了までの廃止を行う。	(主に国産材を使った)木質バイオマス発電について、FIT制度開始時に利用が想定された「林地に残された切り捨て間伐材」は、実態としては減少しているにも関わらず、高い買取価格が維持されており、高コスト構造の温存に繋がっている。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤ (FIT)	FIT法上の土地所有者分割案件規制の撤廃	隣接筆での太陽光発電所設置不可要件の撤廃。	隣接する筆で太陽光発電設置者あるいは土地所有者が同一人である場合は、隣接して太陽光発電所の設置ができない（分割案件）の撤廃。
⑤ (FIT)	FIT認定申請時の広大土地の扱い	同一地番であっても、土地所有者との契約があり、物理的にも設備の設置が可能と考えられる場合には複数の事業計画認定を可能としていただきたい。	現状では同一地番で2つの事業計画認定はしないこととなっています。このような場合、地方経産局からは土地を分筆するよう求められますが、広大な土地を分筆することは現実的に不可能な場合が多いです。特に人里離れた山林原野では境界も曖昧であり物理的に不可能なところもあります。地理・地形上は同一土地内で複数の事業を実施することが可能であっても、同一地番での複数認定をしないことで事業が実施できず再エネの普及の支障になっていると考えております。
⑤ (FIT)	拙速なFIPへの移行ではなくFITを活かす政策への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争電源」の対象およびFIP制度・入札制度などのあり方を見直すべきである。競争入札でコストを下げることは幻想であり、予見可能性を低めることが普及の障害になっている。 ・風力発電については2030年以降の導入目標を大幅に引き上げた上で現状のFIT制度の改善をしつつFIP制度の導入は市場の拡大の筋道が十分に見えてからにすべきである。 ・太陽光発電についても入札制度よりも、FIT制度での、規模別やタイプ別の買取価格の設定をきめ細かく設定する必要がある。土地利用などの面で持続可能性に様々な課題がある地上置き太陽光に対して、営農型太陽光（ソーラーシェアリング）や屋根置き太陽光の普及を進めるため、タイプ別の買取価格の区分も設けるべきである。 ・事業用太陽光では、出力規模や事業形態により発電のコスト構造が明らかに異なるため、一定規模（例えば2MW）未満の「地域活用電源」については入札の対象外として新たな調達価格の区分を設けるべきである。 ・ドイツでは、入札にあたり社会的合意形成などの観点から地域での所有（オーナーシップ）や利益配当などを重視した「ご当地性（Community Power）」を参加条件にしている場合もあり、日本においてもそのような一定の「ご当地」枠を設けて、設備の認定や系統接続などを優先的に行うべきである。 	大規模な事業用太陽光や風力などの「競争電源」については、これまでのFIT制度に代わってFIP制度の導入および市場への統合が検討されている。しかし、入札制度を前提としてFIP制度への移行や市場への統合を拙速に行うことは、これまで拡大してきた太陽光発電市場に大きなブレーキとなる可能性あり、特に海外と比べて大きく立ち遅れている風力発電市場にとっては致命的な影響を及ぼす可能性がある。現状の太陽光発電の入札制度は、欠陥が多いと言わざるを得ない。2019年度には500kW未満の事業用太陽光に対象が広がられたが、拙速に入札の対象を広げるよりも入札制度の見直しが必要である。その中で、地域ベースで地産地消を目指すご当地電力系の事業者は、応札すらできない状況にあった。現状の入札制度では、入札制度への参加には巨額の開発資金や系統接続などへのリスク対応が必要となり、大資本をもつ事業者しか参加できず、地域主体のご当地エネルギーの事業者が排除されるという根本的な問題がある。加えて、こうした外資や地域外の大手資本による巨大ソーラー開発が、地域との対立を招いている事例が頻発していることにも留意する必要がある。
⑤ (FIT)	自家消費率の義務の撤廃	長野県においては、気候非常事態宣言、気候危機突破方針、長野県脱炭素社会づくり条例と、脱炭素に向けたより具体的な対策を進めている。地方に多い中小企業もそのプレイヤーとして期待されている。ところが、2020年度から改訂された固定価格買取制度では、50kW未満の低圧案件では自家使用30%以上が義務付けられ、屋根が広く空いても全面に設置ができないことから、設置を見合わせる事業者が出てきている。この自家消費率の義務化は、初期費用が安くなり、電気代コスト削減につながることから関心を持っている中小企業の意欲を妨げているため、この自家使用の割合の規定を撤廃するべきである。また、今後、10kW未満だけでなく50kW未満の低圧案件も固定価格での買取を継続して、地域における小規模案件を増加させ、個人も含め地域における多様なプレイヤーの拡大を図る時間を確保すべきである。	2020年度より太陽光発電の低圧案件において、自家消費率を30%以上、できるだけ50%程度にと規制された結果、屋根の面積は広く空いているのに、モジュール容量を減らさざるを得ない案件が多発しており、地域で場所があるが設置できない屋根上の再エネ増加を阻害している。